

専決処分事項の指定に関する基準について

専決処分事項の指定について（平成25年3月25日議決）第2項に関して、災害救助法又は新潟県災害救助条例が適用された場合、激甚災害指定を受けた場合のほか、具体的な基準を定めるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業に係る関係経費

- (1) 公共土木施設災害復旧成立時における設計委託費、工事費（応急本工事、応急仮工事）

公共土木施設災害復旧成立とは、災害時において国庫補助を受けることができる基準（例 24時間最大雨量80mm以上、時間最大20mm以上）に該当し、その適用を受けることをいう。

- (2) 公共土木施設災害復旧の成立の有無に関わらない関係経費、道路・河川等の応急復旧関係経費（設計委託費、機械借上費、工事費）

2 砂防事業関係事業における関係経費

小規模急傾斜地崩壊防止事業成立時（豪雨時等）における設計委託費、工事費

小規模急傾斜地崩壊防止事業成立とは、災害時において県補助を受けることができる基準に該当し、その適用を受けることをいう。

3 豪雪時等における関係経費

豪雪時等における当初予算不足時の除雪委託料、機械借上費、町内除排雪補助金

4 公共施設等に危険を及ぼす建築物等の緊急安全措置に関する経費